

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|--------------------|
| 計画作成年度 | 令和 4 年度 |
| 計画主体 | 小松市、加賀市 能美市、川北町 |

南加賀鳥獣被害防止計画

<連絡先>

(代表)

担当部署名 小松市経済環境部農林水産課
所在地 石川県小松市小馬出町 91 番地
電話番号 0761-24-8078
F A X 番号 0761-23-6402
メールアドレス rinmu@city.komatsu.lg.jp

担当部署名 加賀市産業振興部農林水産課
所在地 石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地
電話番号 0761-72-7884
F A X 番号 0761-72-7991
メールアドレス nousui@city.kaga.lg.jp

担当部署名 能美市産業交流部農林課
所在地 石川県能美市寺井町た 35 番地
電話番号 0761-58-2256
F A X 番号 0761-58-2297
メールアドレス norin@city.nomi.lg.jp

担当部署名 川北町産業経済課
所在地 石川県能美郡川北町字壺ツ屋 174 番地
電話番号 076-277-1124
F A X 番号 076-277-2584
メールアドレス sankei@town.kawakita.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ・カルガモ・カラス・スズメ・ タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ニホン ザル・ニホンジカ・ツキノワグマ |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 小松市、加賀市、能美市、川北町 |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|--------------------------|-------|----------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲 | 2,095千円 4.82ha |
| | タケノコ | 2,371千円 6.88ha |
| カルガモ・カラス・スズメ | 水稲・野菜 | 0.00ha 0千円 |
| タヌキ・ハクビシン アライグマ・ニホンザル | 野菜・果樹 | 家庭菜園等での被害がある |
| ニホンジカ・ツキノワグマ | 森林 | 888千円 0.54ha |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

| |
|--|
| <p>○イノシシ 平成10年に被害が確認されて以来、年々被害地は増えてきている。豚熱（CSF）の影響と成獣の捕獲が進んだことから、令和2年から被害額は減少に転じている。</p> <p>○カルガモ・カラス・スズメ 近年、被害は減少しつつある。水稲については、4～5月にかけて苗の踏み荒らしや直播きの食害が発生している。</p> <p>○タヌキ・ハクビシン・アライグマ 対象地域の一部家庭菜園や果樹園で、野菜や果樹の収穫期に被害が発生している。</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>○ニホンザル 家庭菜園等の被害が中心であるため、被害金額は計上されないものの、群れの行動域が明らかに拡大しており被害拡大が懸念される。</p> <p>○ニホンジカ 山間地での生息が確認され、スギ、ヒノキ、クリ等に剥皮被害が発生しており、今後は水稲及び大麦への被害拡大が懸念される。</p> <p>○ツキノワグマ 平成9年に初めてスギの剥皮被害が確認されて以来、人工林のスギ、ヒノキに剥皮被害が発生している。 近年は、里山での定着が懸念されている。</p> |
|--|

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和4年度） | 目標値（令和7年度） |
|-----------------------|------------|------------|
| 【被害金額】 | | |
| イノシシ | 4,466千円 | 3,100千円 |
| カルガモ・カラス・スズメ | 0千円 | 0千円 |
| タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ニホンザル | 0千円 | 0千円 |
| ニホンジカ・ツキノワグマ | 888千円 | 620千円 |
| 【被害面積】 | | |
| イノシシ | 11.70ha | 8.19ha |
| カルガモ・カラス・スズメ | 0.00ha | 0.00ha |
| タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ニホンザル | 0.00ha | 0.00ha |
| ニホンジカ・ツキノワグマ | 0.54ha | 0.37ha |

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|--|
| 捕獲等に関する取組 | 各市町と猟友会及び協議会が連携し、有害鳥獣の捕獲活動を実施してきた。 市町においては、 ・有害鳥獣捕獲隊への補助 ・狩猟免許取得費用の一部補助 | 猟友会員の高齢化が進行しているため、狩猟者の確保を図ると共に、捕獲技術の向上や安全性の確保を図るための講習会等を開催する必要がある。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 対策事業により侵入防止柵の整備を進めているが、地元要望に十分応えていない状況にある。 侵入防止柵の整備については、協議会が柵を購入し、設置は地元生産者が行っている。 (現状) 金網柵 L=218,937m 電気柵 L=171,340m | 防護柵・電気柵の設置は地元からの要望により設置しているが、未設置地区で被害が拡大している。集落一体となった防護柵の設置を推進する必要がある。 また、耐用年数の経過した電気柵の更新、又は恒久柵への変更を進めていく必要がある。 |
| 生息環境管理その他の取組 | 各市町で鳥獣を集落に寄せ付けない取組を広報誌やホームページで周知してきた。 ・集落点検の実施 ・放任果樹の除去 | 集落や農地周辺的环境整備について、地域ぐるみでの取組を推進する必要がある。 |

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

| |
|---|
| <p>南加賀地域（加賀市、小松市、能美市、川北町）では、令和4年度の農林被害金額は5,354千円、被害面積は12.24haとなっており、主な被害はイノシシによる水稻被害である。</p> <p>南加賀地域では、被害防止計画を策定するにあたり、令和7年度までに被害金額3,720千円（約30%減）、被害面積8.56ha（約30%減）を目標とする。</p> |
|---|

① 個体数管理

平成23年3月に南加賀鳥獣被害対策協議会が設立されたことにより、協議会が中心となり市町・農協・猟友会・生産者と連携して、広域的に捕獲活動を行う体制を継続していく。

② 被害防止

侵入防止柵の設置にあたっては、本協議会が中心となり、市町を越えた計画に基づき鳥獣害被害の軽減に効果的な設置箇所及び延長を検討していく。

③ 生息環境の整備

防護柵及び捕獲だけでなく、緩衝地帯整備の拡大により、人と野生鳥獣の生息域との棲み分けを図っていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ・ニホンザル・ニホンジカについては、市町により編成された有害鳥獣捕獲隊により、被害及び地域の状況に応じて捕獲班を結成し、有害鳥獣捕獲を実施する。

ツキノワグマについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、別途個体数調整捕獲を計画的に進める。

また、各市町及び猟友会と連携を密にし、捕獲隊員の人材確保、捕獲技術の向上に努めると共に、新たな捕獲の担い手の確保を図る。

捕獲隊員は、ツキノワグマ及びニホンザル、ニホンジカ、イノシシについて必要に応じて、事故防止のため周囲の安全を十分確認のうえ、ライフル銃による捕獲を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|---|--|
| 令和5年度 | イノシシ・タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ニホンザル・ニホンジカ・ツキノワグマ | 鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の増設、侵入防止柵の設置、緩衝地帯の設置等を進める。 また、研修会等を猟友会と連携して行い、生産者の被害防止に対する意識の向上及び狩猟免許取得者の確保育成を進める。 |
| 令和6年度 | イノシシ・タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ニホンザル・ニホンジカ・ツキノワグマ | 鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の増設、侵入防止柵の設置、緩衝地帯の設置等を進める。 また、研修会等を猟友会と連携して行い、生産者の被害防止に対する意識の向上及び狩猟免許取得者の確保育成を進める。 |
| 令和7年度 | イノシシ・タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ニホンザル・ニホンジカ・ツキノワグマ | 鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の増設、侵入防止柵の設置、緩衝地帯の設置等を進める。 また、研修会等を猟友会と連携して行い、生産者の被害防止に対する意識の向上及び狩猟免許取得者の確保育成を進める。 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | |
|------------------------|---|
| ○イノシシ | 令和元年度の有害捕獲頭数は786頭、2年度は461頭、3年度は355頭、令和4年度は12月末で455頭となっており、豚熱の影響により一時は捕獲頭数が減少したものの、個体数は今後は増加傾向にあると想定され、被害の増加も懸念される。このため、令和5年度捕獲頭数は1,000頭とする。 |
| ○カルガモ、カラス、スズメ | 令和3年度にはカルガモ、カラス、スズメによる被害は、春先の苗の踏み荒らし及び直播きの食害が主であるが、被害は減少傾向であり、過去の捕獲状況を考慮し捕獲頭数は700羽とする。 |
| ○タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル | 令和3年度にはタヌキ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザルの捕獲状況は106頭となっている。被害は、果樹、家庭菜園及び住宅への侵入被害が増え、生息数は増加しているものと思われるので、捕獲頭数は200頭とする。(うちニホンザルについては80頭とする。) |
| ○ニホンジカ | 近年、ニホンジカにより林業被害が発生しており、生息数が増加しつつあると思われるので、捕獲頭数は40頭とする。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-----------------------|--------|--------|--------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 1,000頭 | 1,000頭 | 1,000頭 |
| カルガモ・カラス | 700羽 | 700羽 | 700羽 |
| タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ニホンザル | 200頭 | 200頭 | 200頭 |
| ニホンジカ | 40頭 | 40頭 | 40頭 |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容 |
|--|
| 農作物被害は春期から秋期に多発しているため、有害鳥獣捕獲を行うにあたっては、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し、捕獲活動に効果的な実施時期及び猟具(檻・銃器)により実施する。 |

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|---|
| <p>捕獲従事者が接近できない状況において、出没したニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びツキノワグマを捕獲する場合にライフル銃を使用する必要がある、特に有害捕獲においては、捕獲中、従事者に危害が及ぶ可能性があるため、射程の長いライフル銃を使用することで、その安全を確保しつつ捕獲の成功率を高めることができる。</p> <p>ライフル銃は、次の条件を設け有害捕獲に使用することとする。</p> <p>(1) 捕獲対象が、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びツキノワグマであること。</p> <p>(2) 鳥獣捕獲許可証及び従事者証記載の期間内及び場所であること。</p> <p>(3) 人身被害発生の可能性があるなどの緊急時において、ライフル銃以外の手段では従事者の安全を確保した捕獲を実施できない場合であること。</p> <p>(4) 地理的条件等からライフル銃以外の手段では捕獲を実施できない場合であること。</p> |

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|-------------|-------|
| 能美市・川北町 | アライグマ |
| 小松市・加賀市・能美市 | ニホンジカ |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 侵入防護柵 L=15,100m（新設） | 侵入防護柵 L=15,000m（新設） | 侵入防護柵 L=15,000m（新設） |

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|--------------------|--|--|--|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 鳥獣被害対策協議会が中心となり、現地講習会等を実施し、生産者の被害対策に対する普及啓発を進めるとともに、生産者が自主的に被害防止活動を行えるような体制整備を進める。 | 鳥獣被害対策協議会が中心となり、現地講習会等を実施し、生産者の被害対策に対する普及啓発を進めるとともに、生産者が自主的に被害防止活動を行えるような体制整備を進める。 | 鳥獣被害対策協議会が中心となり、現地講習会等を実施し、生産者の被害対策に対する普及啓発を進めるとともに、生産者が自主的に被害防止活動を行えるような体制整備を進める。 |
| ニホンジカ・ニホンザル・ツキノワグマ | 被害状況を調査すると共に、今後被害が拡大した場合の防止対策について検討する。 | 被害状況を調査すると共に、今後被害が拡大した場合の防止対策について検討する。 | 被害状況を調査すると共に、今後被害が拡大した場合の防止対策について検討する。 |

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|-----------------------|---|
| 令和5年度 | イノシシ ・ニホンザル・ツキノワグマ | 被害防止対策の取組が地域ぐるみの自発的な取組として展開されるよう、鳥獣に関する地域基礎研修を開催する。 また、集落等にある放任果樹の除去や人里と里山を隔てる緩衝帯の整備により、鳥獣が出没しにくい環境づくりを推進する。 |
| 令和6年度 | イノシシ ・ニホンザル・ツキノワグマ | 被害防止対策の取組が地域ぐるみの自発的な取組として展開されるよう、鳥獣に関する地域基礎研修を開催する。 また、集落等にある放任果樹の除去や人里と里山を隔てる緩衝帯の整備により、鳥獣が出没しにくい環境づくりを推進する。 |
| 令和7年度 | イノシシ ・ニホンザル・ツキノワグマ | 被害防止対策の取組が地域ぐるみの自発的な取組として展開されるよう、鳥獣に関する地域基礎研修を開催する。 また、集落等にある放任果樹の除去や人里と里山を隔てる緩衝帯の整備により、鳥獣が出没しにくい環境づくりを推進する。 |

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

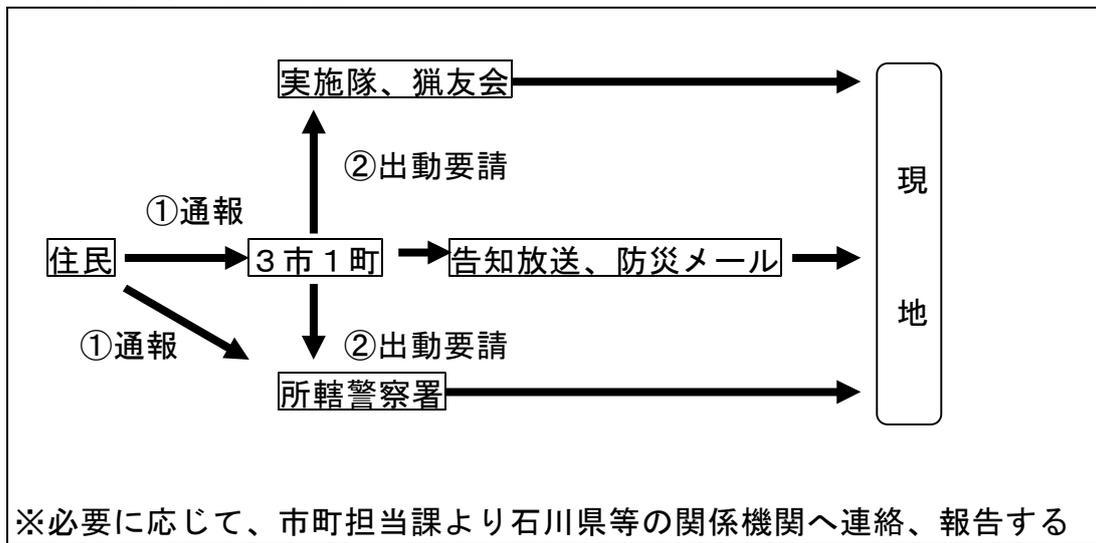
(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|-----------------------------------|---|
| 石川県自然環境課 南加賀農林総合事務所 | ・被害の発生地区の取りまとめ ・緊急時の連絡、指導 など |
| 警察署（小松・大聖寺・能美） | ・住民からの情報収集 ・緊急時の避難協力 など |
| 小松市・加賀市・能美市・川北町 | ・有害鳥獣被害防止対策方法の啓発 ・有害鳥獣駆除の実施 ・緊急時には、警察、石川県自然環境課及び南加賀農林総合事務所へ連絡し指示を仰ぐなど |
| 鳥獣被害対策実施隊、 石川県猟友会（能美小松支部・加賀支部） | ・有害鳥獣被害対策方法の啓発 ・有害鳥獣の捕獲 など |

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、焼却施設での焼却、又は埋設により適切に処分する。

処理加工に適したイノシシについては、令和元年度に完成したジビエ肉加工処理施設（ジビエアトリエ加賀の國）に原則全量搬入し、ジビエ肉等として利活用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|----|--|
| 食品 | 令和元年度に完成したジビエ肉加工処理施設（ジビエアトリエ加賀の國）に原則全量搬入し、ジビエ肉等として利活用する。 現状のジビエ利用頭数 287頭 年間処理計画頭数 1,000頭 |
|----|--|

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

| |
|--|
| 捕獲個体の有効活用と新たな地域資源の育成に取り組み、ジビエの利活用を進める。 ・南加賀広域圏事務組合にて運営 ・年間処理計画頭数 1,000頭 （有害捕獲の約8割・狩猟捕獲の約5割を利活用） ・国産ジビエ認証、ISO22002 準拠による衛生管理の徹底 |
|--|

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

| |
|---|
| - |
|---|

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 南加賀鳥獣被害対策協議会 |
|---------------|----------------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 小松市農林水産課 | 協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害関連の情報提供 |
| 加賀市農林水産課 | 協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害関連の情報提供 |
| 能美市農林課 | 協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害関連の情報提供 |
| 川北町産業経済課 | 協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害関連の情報提供 |
| 石川県南加賀農林総合事務所 | 鳥獣被害関連情報の提供 |
| 石川県農業共済組合 | 鳥獣被害関連情報の提供 |
| 小松市農業協同組合 | 協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害 |

| | |
|----------------|---|
| | の取りまとめ |
| 加賀農業協同組合 | 協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害の取りまとめ |
| 能美農業協同組合 | 協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害の取りまとめ |
| 根上農業協同組合 | 協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害の取りまとめ |
| かが森林組合 | 協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害の取りまとめ |
| 石川県猟友会能美小松支部 | 鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施 |
| 石川県猟友会加賀支部 | 鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施 |
| 石川県鳥獣保護員 | 鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務 |
| 南加賀鳥獣被害対策協議会会員 | 各地区の農業生産組合で組織されており、地区の鳥獣被害及び対策の効果等の情報提供 |
| 南加賀広域圏事務組合 | 処理加工施設の運営に関する業務 |

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|----------|--|
| 北陸農政局 | オブザーバーとして南加賀鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供 |
| 石川県自然環境課 | オブザーバーとして南加賀鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な助言 |
| 石川県里山振興室 | オブザーバーとして南加賀鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な助言 |

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年1月から平成25年3月にかけて、各市町で職員を中心に組織され、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、アライグマ、カラス等の駆除活動を行っている。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害集落と猟友会・行政が連携し、地域が主体的に取り組む被害防止体制を構築する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域内における農作物被害は、中山間地域を中心に深刻であり、広範囲での侵入防止柵を設置する必要がある、生産者・地域住民が一体となった取組を進める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。